事実証明　7

様式1(第71条関係)

債権者名簿(　年　月　日現在)

五十音順	番号	氏名	住所	支払案内書払	振込	送金	支払先金融機関名 ○○○○	○○○	口座 普通	当座	口座番号

B5横画

不渡証券について〔第43条関係〕

不渡証券は法第231条の2第4項の規定により納付がなかったものとみなされ、当該納付に係る領収証書は、無効となるので回収することを要しないものであること。

口座振替による納付について〔第44条関係〕

口座振替による納付の場合においては、口座振替により歳入の納付ができる歳入科目を定めること。その歳入科目ごとに手続を別に定めること。

歳入の収納の委託について〔第50条関係〕

政令第158条の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人(自然人のほか法人を含む。)に委託することができるが、徴収事務は、調定、収納の通知等を含み私人へ委託する場合問題が多いので、現金の収納の事務に限ることとしたものであり、委託を行う場合にはその必要性を十分検討し、委託すべき私人について慎重に配慮のうえ収入役と協議して委託契約を締結すべきものであること。

支出負担行為について〔第51条～第53条関係〕

1　支出負担行為は、一般的には予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為で、歳出予算、継続費又は債務負担行為の金額の範囲内で行われるものであること。2　予算を執行しようとするときは、その都度支出負担行為の伺いにより決裁を受けなければならないが、年間、定期的に執行しなければならないものについては、年度当初において予算の配当の範囲で一括して決裁を受けることができるものであること。

その経費を例示すれば、おおむね次のとおりであること。

電気料、電話料、ガス料、水道料、テレビ・ラジオの視聴料、新聞・雑誌等定期刊行物代価、総合法規集追録代価、土地・建物借料、汚物処理料、共済費、社会保険料、車両用燃料費等

予算差引簿について〔第54条関係〕

支出負担行為は、決裁回覧用書類とし、一方において支出負担行為の経緯とその一覧性を確保するために予算差引簿を作成することとしたものであること。

執行(契約)差金について〔第54条関係〕

1　各課等の長は、執行(契約)差金が生じたときは、予算執行計画書を作成し、総務課長に提出するものであること。提出の時期については、各団体において定めること。

2　執行(契約)差金の執行については、各課等の長は、予算見積書の例により必要書類を総務課長に提出するものであること。

3　総務課長は、村長の決裁を受けて、歳出予算の配当をするものであること。

請求書について〔第56条関係〕

「請求番号」は、収入役が支払内容を債権者に通知する場合に便利であるように、債権者に請求番号を請求書に付して請求させるものであること。

印鑑届について〔第57条関係〕